

外国人地震情報センター・ニュースレター No.3

大阪府中央区常盤町1-4-12-302 常盤セントラルビル 301

TEL : 06-941-4793 FAX : 06-941-5875

1995.3.3

◆ 外国人地震情報センターとは ◆

外国人地震情報センターは、兵庫県南部地震後、外国人被災者に母国語で情報提供・相談を行うために設立されました。設立の中心となったのは、これまで外国人の問題に関わってきたアジアフレンド、RINK、ワラボラ、APTの4団体です。センターでは、英語、ドイツ語、中国語、スペイン語、フィリピン語、タイ語などいろいろな言語でのホットラインを設け、ビザや滞在資格に関わらず相談を受けています。

電話番号: 06-941-4793

困ったことはありませんか？何かあれば、センターまで連絡ください。

例えば....

仕事先が地震でつぶれた。給料は、まだ払ってもらっていない

政府の補償がでる可能性があります。相談下さい。

災害にあって金も家もなくなった。一体どうしたらよいか

見舞金などの制度が作られています。センターでは、使える制度があれば紹介します。

ビザの申請中だったのだが、パスポートも無くなった

現在の入管の対応を教えます。

外国人地震情報センターでは、他にも、交通のこと、食料のこと、労働災害のことなどについても相談にのります。不安なこと困ったことがあれば、ぜひ地震情報センターまで連絡ください。

- ★ ベルシャ語、ヒンディー語、ベンガル語通訳は常駐していないので、日本語か英語のできる人と一緒に電話をして下さい。
- ★ いろいろなうわさが流れています。デマには気をつけましょう。
- ★ 正確な情報は地震情報センターまで。

ご協力いただきました方々へ

震災後、当センターの活動にご理解いただき、多くの団体や企業、市民の方々から様々な形でご支援いただきましたことを深く感謝いたします。いただきました寄付金は当団体の運営活動費として活用させていただいております。震災から既に一月余りが過ぎましたが、外国人被災者からの生活や仕事・義援金等、諸手続についての相談が現在も続いており、活動の継続が必要となっております。今後とも当センターの活動にご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

郵便口座 : 00940-3-38938 大阪内久宝寺町 郵便局
口座名称 : 外国人地震情報センター

センターからのお知らせ

○ 留学生らに生活費

神戸学生青年センター（神戸市灘区山田町3の1）は、被災した外国人留学生、就学生に当面の生活費として3万円を支給します。市区役所発行の罹災証明書と学生証を持参。受け付けは、9:00～18:00。問い合わせは、TEL. 078-851-2760

○ 義援金

日本赤十字社は被災者に対して、国籍やビザや滞在資格に関わらず義援金を支給することを決めました。全壊・半壊家屋、さらに死亡者の家族に最初10万円が支給されます。

その後の継続支給については目下、検討中です。罹災家屋に住んでいた証明になるもの（公共料金の支払書や郵便物でも可）などが必要で、受付窓口は各市役所・区役所です。通訳の必要な人や手続きのわからない人はセンターまでお問い合わせください。

○ 大阪入管神戸支局の業務再開

大阪入国管理局神戸支局（神戸市中央区海岸通）は、2/13から通常通りの業務を再開しました。受け付けは午前10時～午後3時半。電話 078-393-5452 / 5453

○ 医療相談

神戸大医学部ボランティア :

無料で簡単な治療・検査・病院の紹介をしています。場所は兵庫区の雪の御所公園（ゆきのごしこうえん）内。英語・中国語での簡単な対応も可能診療時間は10:00～17:00。3月10日までは毎日。その後は未定。

問い合わせは代表、藤原。TEL: 030-846-1046 FAX: 030-163-3175

AMDA国際医療情報センター関西 : 英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・ヒンディー語・タイ語・ネパール語での対応も可能。

お問い合わせは、TEL: 06-636-2333 FAX: 06-636-2340

○ 税金の軽減・免除 : 今回の地震の被災者は1994年の所得税について、税金の免除や申告期限の延長などの優遇措置が受けられます。給与所得者については、既に納めている税金が返ってくる場合もあります。窓口は、各地の税務署です。

労働関連

○ 失業保険 : 地震の被害にあったため事業所が活動を停止し、一時的に仕事を休んでいる人に対して、失業給付を特別に支給することになっています。窓口は職業安定所。

○ その他 : 賃金の未払い、労災など解決のお手伝いをします。当センターで情報と助言を提供しています。

その他の相談窓口

アソ・アン・フルト 06-634-2127 午後7時～9時、英語（月、金）、スペイン語（火）、タイ語（水）、中国語（木）
APT 075-451-6522（木）スペイン、ポルトガル 18.00-20.00（月）（木）タガログ、タイ、英、日 15.00-18.00
韓国人法律救援センター 06-731-3520

	月	火	水	木	金	土	日
スペイン	●		●		●		
中国	●		●			●	
英	●	●	●		●	●	●
インドネシア	●				●		
フィリピン 14.00-20.00	●		●				
ベトナム 14.00-17.00	●	●					
韓国 19.00-21.00	●	●	●		●		
フランス							●
ポルトガル					●		
ベルギー							
タイ							

スケジュール調整中

スケジュール調整中

<仮設電話の利用について>

最近、仮設電話の数が減ってきており、センターにも問い合わせが増えています。また仮設電話の利用について「使うと怒られた」「国際電話はかけるなど言われた」など苦情の声もよく聞かれます。仮設電話は震災のため電話が使えなくなったすべての人のためのものです。国際電話もかけられます。しかし、自宅の電話が使えたり、経済的に問題のない人は、国際電話のかけられる公衆電話（Gold Plate or Gray Phone）を使いましょう。

<日本赤十字一次義援金の重要性>

神戸市在住の日赤一次義援金交付の対象者の方、義援金はもう受け取られましたか。神戸市の場合是一次義援金を受けた人にのみ兵庫県の援護金、市の見舞金を出しています。ですから国や市から金銭的補償を今後続けて受けようとする方は、まず日赤一次義援金を申請して下さい。

<一次義援金の申請方法>

1.外国人登録をしている方

本人と確認できる証明を持参のうえ、居住地の市、区役所などへ行って手続きをして下さい。

2.外国人登録をしていない方

手続きが異なっています。3月1日から日赤兵庫県支部が受け付け窓口となりました。以下の場所に必要書類を持参のうえ申請して下さい。

受付場所: 日本赤十字 兵庫県支部 078-362-4564

651 神戸市中央区下山手通り5-7-11

兵庫県母子会館 2F JR元町駅下車 北へ徒歩10分日赤病院隣り

受付時間:月～金、9:30-16:30

必要書類: (1) 市区役所発行のり災証明書、(2) 身分を証明できるもの(パスポート、IDカードなど)、(3) 震災時被災地に住んでいたことを証明するもの(郵便物、賃貸契約書など)

*外国人登録をしていない人は、必ず罹災証明書が必要。

*罹災証明書の発行には(2)、(3)が必要。

*委任状が有れば、代理人申請も可能。

どちらの場合も日本語でのみ受け付けています。日本語がわからず手続きできない方は、当センターまで相談して下さい。通訳を派遣します。また兵庫県国際交流協会では電話による通訳をしています。(英、中国、スペイン、ポルトガル語) 窓口での通訳も可能です。(tel:078-382-2052)いずれも無料です。

外国人登録なしで義援金を受け取った例(ただし代理人申請)

ケース1: 神戸市東灘区在住のベルー出身のAさんの場合

家が全壊。パスポートを紛失したため、大使館からIDカードを発行してもらい、罹災証明書とともに日赤へ提出。義援金10万円を獲得しました。

ケース2：神戸市長田区に住むペルー出身のBさんの場合。

家は全壊。区役所発行の罹災証明書、パスポート、及び震災以前に受け取った郵便物で被災、身分、居住の事実を証明し、義援金10万円を受け取りました。

以上のように本人であることを確認するものと居住事実を証明するものがあれば外国人登録はしていなくても日赤の義援金を受け取ることができます。

<日赤二次義援金の交付について>

日赤は二次義援金の交付を以下のように決定しました。しかし申請、交付時期、具体的な手続きは決まっていません。今後の動きに注意して下さい。

日赤義援金二次配分

一カ月以上の重傷者	5万円
生活保護、独居老人、障害者、母子家庭などの要援護世帯で、住宅が全半壊などした世帯	30万円
父母または保護者が死亡した零歳児～高校生	100万円
持ち家を再建する世帯	30万円
持ち家を修繕する世帯	同上
賃貸住宅に移住する世帯	同上

<お仕事は見つかりましたか?>

関西通訳社では震災にあわれた外国人被災者のために仕事のあっせんをしています。仕事の内容はホテルのベッドメイクや配膳など。勤務地は奈良県内、大阪府下です。また、奈良県内のホームステイ、引っ越しの相談も受け付けています。

tel:0742-48-0181 9:00～17:00（毎日） 担当は中川さん

<税金が返ってきます>

地震で家や家財道具に大きな損害を受けた人は、税務署に申告すると、1994年に納めた所得税が返ってくる場合があります。

●例

神戸市兵庫区に住んでいた〇〇人の〇〇さんは、地震で賃貸アパートが半壊し、テレビやタンスなど家財の半分以上が壊れました。

〇〇さんの月給は20万円で、そのうち2万円を毎月、所得税として納めていました。他の収入はありません。

○私はビザを持っていない。もう帰国したいのだが...

【回答】 手続きは「退去強制」という手続きになる。これまでと同じく罰金や所持品の没収はない。

パスポートか臨時パスポート（affidavit=領事館・大使館で作ってもらう）と旅費を持って、入管に出頭する。被災者の手続きは早めに終わる。

☆ ☆ ☆

2月1日より再入国許可申請は神戸支局の仮事務所（これまでと同じビル、ただし2階）で手続きできるようになりました。（1月31日付法務省入国管理局通知）。同支局の電話番号は078-391-4747～8です。

上記の内容について質問および最新情報については情報センターまでご連絡ください。

4) 補償について

<死者・重傷者に見舞金>

厚生省は地震による死者の遺族に「災害弔慰金」を、失明など重度の障害が残った場合には「災害障害見舞金」を出すことを決定しました。この制度は外国人にも適用されます。ただし短期滞在者やビザのない者などには適用されないと厚生省は言っています。これらについても適用されるよう私たちは努力していきすので、該当する人はぜひ連絡下さい。

「弔慰金」の金額は、死者が家計支持者だった場合は500万円、その他の場合は250万円。「障害見舞金」の金額は、被災者が家計支持者だった場合は250万円、その他の場合は125万円が支給されます。窓口は住所地の市町村役場。関係者は情報センターに連絡してください。

<私の給料はどうなるのだろうか？>

被災地では多くの企業がつぶれたり、業務を休止したりしています。労働省はこれらの企業の労働者に休業補償を支給することを決定しました。この休業補償は外国人にも、ビザがなくても支給されます。日本語が分かる人は、公共職業安定所（職安、ハローワーク）で手続きをしてください。情報センターに相談していただいても結構です。

また、会社がつぶれてしまったために、これまで働いた分について給料が払われなくなってしまった場合、政府が立て替えるという制度があります。該当する人は、労働基準監督署で申請して下さい。援助の必要な方、詳しい情報が知りたい方は、情報センターまで連絡下さい。

<地震があったとき、仕事をしてケガをした場合など>

仕事中や通勤途中で地震にあってけがをした人や死亡した人は、労働災害保険の申請ができます。手続きは労働基準監督署でしてください。情報センターに相談していただいても結構です。

なお、このニュースレターの情報は2月1日時点の最新情報です。
情報は変更・追加されることがありますので、お問い合わせ下さい。

★デマやうわさにご注意ください★

地震については、いろんいうわさが流れています。うわさに振り回されないよう注意しましょう。不安な時には地震情報センターに連絡ください。